

7 医看第 67 号
令和 7 年(2025 年) 5 月 23 日

松本市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県医療勤務環境改善支援センターリーフレットの周知について（依頼）

日ごろから、県の健康福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

長野県では、医療法第 30 条の 21 の規定により、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として「長野県医療勤務環境改善支援センター」（略称「勤改センター」）を設置し、勤務環境改善に向けた取組みを行う医療機関を総合的・専門的に支援しているところです。

この度、勤改センターの利用促進のため、別添のとおりリーフレットを作成しましたので、貴管下医療機関への周知について格別のご配慮をお願いいたします。

なお、県内の病院には周知を行うとともに、一般社団法人長野県医師会へは別添のとおり通知しました。

(問合せ先)

担 当 医師・看護人材確保対策課 医師係 宇佐美
電 話 026-235-7144 (直通)
F A X 026-235-7377
E-mail doctor@pref.nagano.lg.jp